

平成 26 年度 事務事業評価シート 【 事後評価 】

会計	款	項	目	事業コード	事業名	
農集排	01	01	01	0401	水洗化促進事業	
総合計画	分野	暮らし				
	政策	2-2	生活基盤の充実			
	施策	6	汚水の適切な処理			
目的	水洗化の促進					
対象	水洗化工事を行う個人					
意図	水洗化に伴う経済的負担を軽減することにより、下水道施設への早期接続が促進される。					
事業概要						
<input type="checkbox"/> 水洗便所等改造資金融資利子補給補助金 水洗便所への改造を行う者に対し融資斡旋と利子補給を実施  <input type="checkbox"/> 浄化槽放流管整備事業補助金 排水設備（浄化槽の場合放流管）が30mを超える管設置に対する補助を実施						
市民参画の有無 [ 対象外 ]						
市民協働の形態		共催 後援・協賛	実行委員会・協議会 <input type="checkbox"/> 補助・助成	事業協力・協定 委託		
活動指標（上記「事業概要」に対応）		単位	区分	25年度(実績)	26年度(実績)	27年度(計画)
① 補助金の交付件数	件		計画	106	5	
			実績	15	1	
② 融資斡旋・利子補給件数	件		計画	30	23	
			実績	12	0	
③			計画			
			実績			
成果指標（上記「意図」に対応）		単位	区分	25年度(実績)	26年度(実績)	27年度(計画)
① 水洗化率	%		目標	80	83	
			実績	80	83	
②			目標			
			実績			
③			目標			
			実績			
成果指標の達成度	目標値より高い <input type="checkbox"/>		概ね目標値どおり <input type="checkbox"/>		目標値より低い <input type="checkbox"/>	

成果指標の達成度の要因分析 (新規事業及び成果指標を変更した場合は、その成果指標を設定した考え方、目標値の根拠を記載)		
【H26成果指標の設定根拠】 農業集落排水整備(集合処理)は平成22年度で終了。今後は水洗化率の向上及び戸別浄化槽の普及に努める必要があるが、農村部の高齢化の進行及び人口減少や経済的疲弊に伴い多額の投資を伴う水洗化は今後も著しい伸びは望めない。住宅の改築等に合わせ水洗化を行うよう諸制度の紹介を含めPRを行う。		
目的妥当性	公共関与の妥当性	・排水設備工事には多額の工事費がかかり、市民の負担軽減のため必要である。
	<input type="checkbox"/> 妥当である	
	見直し余地がある <input type="checkbox"/> 妥当でない	
有効性	成果の向上余地	・制度のPR
	<input type="checkbox"/> 向上余地がある	
	向上余地がない	
効率性	事業費・人件費の削減余地	・補助制度であり、事業費削減は成果の低下につながる。 ・人件費は交付事務に係る必要最小限の経費である。
	事業費の削減余地がある	
	人件費の削減余地がある <input type="checkbox"/> どちらも削減余地がない	
公平性	受益と負担の適正化余地	・供用開始区域内の住民が公平に受けることができる制度である。
	受益機会の見直し余地がある	
	費用負担の見直し余地がある <input type="checkbox"/> 適正である	
総合評価		
水洗化工事（排水設備工事）は多額の資金を必要とするため、市民の負担を軽減し水洗化率向上のために必要な制度と考えられる。今後はさらなる水洗化率向上のために、制度のPRに一層努める必要がある。		

平成 26 年度 事業説明資料

【 事後評価 】

担当部署 部名 建設部 課名 下水道課 担当係長 高橋祐司 内線 552  
(単位：千円)

会計	款	項	目	事業コード	事業名
農集排	01	01	01	0401	水洗化促進事業

単位：千円

		25年度 決算額(A)	26年度 決算額(B)	27年度 現計予算額	決算額前年比 (B-A)
事業費		4,351	542	1,778	△ 3,809
財 源 内 訳	国・県	1,500			△ 1,500
	地方債				
	その他	1,739			△ 1,739
	一般財源	1,112	542	1,778	△ 570

事業期間	○	単年度繰返	期間限定	[平成 年度 ~ 平成 年度]
------	---	-------	------	-----------------

部経営方針における目標

汚水の適切な処理

事業開始の背景・経緯

・下水道の普及を促進し、水洗化率の向上を図るため、旧花巻市を初めとして補助金制度を創設した。下水道法の規定に合わせ供用開始から3年以内に水洗便所に改造しなければならないこととするなど、早期の接続と市民の経済的負担を軽減することを目的に創設された。

事業概要

○水洗便所等改造資金融資利子補給補助金  
水洗便所への改造を行う者に対し融資斡旋と利子補給を実施

○浄化槽放流管整備事業補助金  
排水設備（浄化槽の場合放流管）が30mを超える管設置に対する補助を実施

事業を展開する上での課題、留意事項 / 意見・要望等

事業導入時より農村部の高齢化や人口減少が進んでいる。特に高齢者世帯では水洗化に伴う工事負担ができないとの声が寄せられている。

《事業手法の詳細》

- ① 水洗便所等改造資金融資利子補給補助金 365千円 (1.1.1 401)  
125千円 (1.1.2 401)  
処理開始の公示日から3年以内に水洗トイレの改造や排水設備の工事を行う方に対して工事費に対する融資あっせん利子補給を行う。
- ② 浄化槽放流管整備事業補助金 52千円 (1.1.2 401)  
浄化槽放流管工事を施工した場合に、放流管の延長が30mを超えた部分を対象に補助金を交付する。